平成一〇年(ワ)第二一五二四号 損害賠償等請求事件

タ・エス・ピー・エー 右代表者 原 右代表者代表取締役 右訴両名訟代理人弁護士 同 被 右代表者代表取締役 被 右代表者代表取締役 右両名訴訟代理人弁護士 ファブリカ・ダルミ・ピエトロ・ベレッ

[A] 株式会ウエスタン・アームス [B] 北新居良雄 中島 敏 牧野利秋 株式会社ケーエスシー [C] 株式会社島 [C]安原正之 佐藤治隆 [D]

右両名補佐人弁理士 文 主 原告らの請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一 原告らの請求

被告らは、玩具銃並びにそのパッケージ、広告、カタログ及び取扱説明書に、 別紙「被告表示目録」一ないし七記載の表示を付してはならない。

被告らは、別紙「被告表示目録」一ないし七記載の表示を付した玩具銃並びに そのパッケージ、広告、カタログ及び取扱説明書を譲渡し、引き渡してはならな い。

被告らは、別紙「被告表示目録」一ないし七記載の表示を付した玩具銃並びに そのパッケージ、広告、カタログ及び取扱説明書、並びにその製作に用いる金型及 び印刷用原版を廃棄せよ。

四 被告らは、各自、原告ファブリカ・ダルミ・ピエトロ・ベレッタ・エス・ピ -・エーに対し、七四四九万四八〇〇円及びこれに対する平成一〇年一〇月一日 (訴状送達の日の翌日) から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。 五 被告らは、各自、原告株式会ウエスタン・アームスに対し、四二七〇万〇五〇 ○円及びこれに対する平成一○年一○月一日(訴状送達の日の翌日)から支払済み まで年五分の割合による金員を支払え。 事案の概要

本件は、原告らが被告に対し、別紙「原告表示目録」一ないし七記載の各表示(以下、これらの各表示を、それぞれその番号に従い「原告表示一」などといい。 合わせて「原告各表示」と総称する。)がいわゆる著名商品等表示又は周知商品等 表示に該当し、被告らが不正競争防止法二条一項二号又は一号所定の不正競争行為 表示に該当し、被告らか不正規事防止法一未一境一方人は一方所定の不正規事行何を行っていると主張して、玩具銃やそのパッケージ等に別紙「被告表示目録」一ないし七記載の各表示(以下、これらの各表示を、それぞれその番号に従い「被告表示一」などといい、合わせて「被告各表示」と総称する。)を付すことの差止め及び損害賠償を求めている事案である。

- 争いのない事実等

1 (一) 原告ファブリカ・ダルミ・ピエトロ・ベレッタ・エス・ピー・エー(以 下「原告ベレッタ」という。)は、イタリア共和国ブレシア市に本拠を置く銃器メ ーカーであり、その製造・販売に係る実銃(以下「原告実銃」という。)には、原 告表示一ないし五が付されているものがある。

(二) 原告株式会社ウエスタン・/ ムス 、 いう。)は、玩具銃の製造・販売業者である。 (三) 被告株式会社ケーエスシー(以下「被告ケーエスシー」という。)及び被 (三) がお株式会社ケーエスシー(以下「被告ケーエスシー」という。)及び被 告株式会社島(以下「被告島」という。)は、いずれも玩具銃の製造・販売業者である(以下、その製造・販売に係る玩具銃を「被告玩具銃」という。)。 2 (一) 被告らは、平成七年五月ころから平成九年一〇月ころまで、 M93Rファーストバージョン」という商品名の玩具銃(ガス式エアガン。以下 「被告商品一」という。)について、少なくとも被告表示二を付して、これを製

造・販売し、また、そのパッケージ、広告、商品カタログ及び取扱説明書(以下、これらを総称して、「パッケージ等」という。)に少なくとも被告表示一、二及び六を付して、これらを譲渡し、引き渡していた。

(二) 被告らは、平成七年七月ころから平成九年一〇月ころまで、「ベレッタM93Rオート9」という商品名の玩具銃(ガス式エアガン。以下「被告商品二」という。)について、少なくとも被告表示二を付して、これを製造・販売し、また、そのパッケージ等に少なくとも被告表示一、二及び六を付して、これらを譲渡し、引き渡していた。

(三) 被告らは、平成七年八月ころから平成九年一〇月ころまで、「ベレッタM93Rスーパーカスタム」という商品名の玩具銃(ガス式エアガン。以下「被告商品三」という。)について、少なくとも被告表示二を付して、これを製造・販売し、また、そのパッケージ等に少なくとも被告表示一、二及び六を付して、これらを譲渡し、引き渡していた。

(四) 被告らは、平成七年八月ころから平成九年一〇月ころまで、「ベレッタM93Rロングコンプカスタム」という商品名の玩具銃(ガス式エアガン。以下「被告商品四」という。)について、少なくとも被告表示二を付して、これを製造・販売し、また、そのパッケージ等に少なくとも被告表示一、二及び六を付して、これらを譲渡し、引き渡していた。

(五) 被告らは、平成七年一二月ころから平成九年一〇月ころまで、「ベレッタ M93Rセカンドバージョン」という商品名の玩具銃(ガス式エアガン。以下「被告商品五」という。)について、少なくとも被告表示二を付して、これを製造・販売し、また、そのパッケージ等に少なくとも被告表示一、二及び六を付して、これらを譲渡し、引き渡していた(なお、被告らが被告商品一ないし五に被告表示一及び三ないし六を、そのパッケージ等に被告表示三ないし五をそれぞれ付していたかどうかについては、争いがある。)。

(六) 被告らは、遅くとも平成九年八月ころから同年一〇月ころまで、「ベレッタM8000クーガー」という商品名の玩具銃(ガス式エアガン。以下「被告商品六」といい、被告商品一ないし六を合わせて「被告各商品」という。)について、被告表示一、二、四、五及び七を付して、これらを譲渡し、引き渡していた(なお、被告らが被告商品六のパッケージ等に被告表示三を付していたがようかについては、争いがある。また、被告らは、既に同年三月ころから被告商品六を製造・販売していた旨を主張する。)。

3 被告らは、平成九年一〇月ころ以降、被告商品六に被告表示七を付して、これを製造・販売し、被告商品一ないし五のパッケージ等に被告表示六を、被告商品六のパッケージ等に被告表示七を付して、これらを譲渡し、引き渡しており、被告各商品及びそのパッケージ等に被告表示一ないし五を付してはいない(なお、被告らが現在、被告商品一ないし五に被告表示六を付してこれを製造・販売しているかどうかについては、争いがある。)。

4 原告表示一は被告表示一と、原告表示二は被告表示二と、原告表示三は被告表示三と、原告表示四は被告表示四と、原告表示五は被告表示五と、原告表示六は被告表示六と、原告表示七は被告表示七と、それぞれ同一の表示である。 二 争点

1 原告ベレッタとの関係における不正競争の成否

平成七年五月ころ以降、被告商品一ないし五及びそのパッケージ等に被告表示一ないし六をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を譲渡し、引き渡す行為、並びに平成九年八月ころ以降、被告商品六に被告表示一、二、四、五及び七を、そのパッケージ等に被告表示一ないし五及び七をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を譲渡し、引き渡す行為が、いずれも不正競争防止法二条一項二号又は一号所定の不正競争行為に該当するかどうか。

保証 (1) 原告各表示が我が国において遅くとも平成七年(一九九五年)初めころまでには原告ベレッタの商品等表示として著名なもの又は需要者の間で広く認識されているものとなっていたかどうか。(2) 被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付することが「商品等表示」としての「使用」に当たるかどうか。(3) 同条項一号所定の不正競争の成否に関し、被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付することが原告ベレッタの商品と混同を生じさせるものであるかどうか。

2 原告ウエスタンアームスとの関係における不正競争の成否

殊に、原告ウエスタンアームスが、原告ベレッタと共に原告各表示の持つ出所識別機能、品質保証機能及び顧客吸引力を保護発展させるという共通の目的のもとに結束しているグループを構成する者に当たり、被告各表示を被告各商品に付する等の行為が、原告ウエスタンアームスとの関係においても不正競争防止法二条一項二号又は一号所定の不正競争行為に該当するかどうか。

3 原告らの差止請求権の有無 殊に、1) 被告らが現在、被告商品一ないし五に被告表示六を付してこれを製造・販売しているかどうか。被告らは、玩具銃及びそのパッケージ等について被告各表示を付し、これを譲渡し、引き渡すことについて、現在行っている以外にもこれを行うおそれがあるかどうか。2) 原告らは、被告らが玩具銃及びそのパッケージ等に被告各表示を付すことによって、営業上の利益を現に侵害され、又は将来侵害されるおそれがあるかどうか。3) 不正競争防止法二条一項二号所定の不正競争を理由とする請求に関し、被告らが平成六年五月一日より前から被告商品一ないし

五の製造販売を開始し、継続していたかどうか。 4 原告らの損害賠償請求権の有無及び原告らが請求し得る損害額

5 権利濫用の成否

三 争点に関する当事者の主張

1 争点 1 (原告ベレッタとの関係における不正競争の成否) について (原告ベレッタの主張)

(一) 原告各表示は、以下に詳述するとおり、我が国において、遅くとも平成七年(一九九五年)初めころまでには、いずれも原告ベレッタの商品であることを表示するもの(商品等表示)として著名なもの、又は需要者の間に広く認識されているものとなり、現在に至っている。

(1) 原告ベレッタは、世界で最も古く、かつ、最も著名な銃器メーカーであり、その武器製造の歴史は一五世紀後半にさかのぼる。狩猟用銃、高級ライフル、護身用ピストルなどの小型銃器を民間向けに製造・販売し、二〇世紀初頭には政府のみならずアメリカ政府やフランス政府の制式けん銃として採用されるなど、輝かしい歴史と実績を誇っており、今日、原告実銃は、ヨーロッパや北米大陸諸国ばかりでなく、我が国を含め広く世界中に広まっている(ちなみに、原告ベレッタをの下でなり、また、平成八年に我が国に輸入された原告ベレッタ製の散弾銃は一二三二丁であり、同年に我が国に輸入された原告ベレッタ製の散弾銃は一二三二丁であり、同年に我が国に輸入された食費強数の三六・二パーセントを占めている。)。

(2) 原告表示一は、創始者の名前に由来する原告ベレッタの商号の要部であり、一五世紀の創業以来現在に至るまで、原告実銃の本体に刻印されるなどして使用されている。

が原告表示二は、原告ベレッタを飛躍的に発展させた中興の祖【E】の名前に由来するものであり、遅くとも一九一五年から現在に至るまで、原告実銃(ベレッタM1915量産型等)の本体に刻印されるなどして使用されている。

原告表示三は、三本の矢を二重円で囲んだ独創性のある図形であり、一九七七年から現在に至るまで、原告実銃(ベレッタM82等)の本体に刻印されるなどして使用されている。

原告表示四は、三本の矢を二重円で囲んだ独創性のある図形と同人の名前を結合させて一体的にしたものであり、遅くとも一九五八年から現在に至るまで、原告実銃(M70S等)の本体に刻印されるなどして使用されている。

原告表示五は、同人のイニシャル「PB」を横書きして二重の横長楕円で囲んだ独創性のある図形であり、遅くとも一九一九年から現在に至るまで、原告実銃(M1919ポケット・サイズ・ピストル等)の本体に刻印されるなどして使用されている。

原告表示六は、「M92」という名称のけん銃をベースに、イタリア内務省からの要請によってテロ対策用として昭和五七年(一九八二年)に開発・発表された携帯用自動小型火器の名称であり(以下、この実銃を「M93R」という。)、数字と欧文字との組合わせが独創的なものである。

原告表示七は、右M92の高い命中精度を維持しながら、新しいロッキング方式 (ロータリー・バルブ・ロッキング・システム)を採用し、平成七年(一九九五年)に発表されたセミコンパクト・オートマチック・ピストルの名称であり(以下、この実銃を「M8000クーガー」という。)、数字と欧文字との組合わせが独創的なものである。

- (3) 我が国においては、実銃の所持が規制されており、原告各表示が刻印されている原告実銃が市場において多数流通するようなことはない。しかし、実銃の所持が禁止されている国においては、銃砲愛好者は、実銃に代えて模擬弾を発射できる玩具銃を所持するほかなく、また、実銃所持の規制が緩やかな国においても、突銃使用は容易に許されないから、銃砲愛好者は、日常的には玩具銃を購入してその発射で代替させている。玩具銃は、青壮年向けに、決して安価とは言えない価格の販売されており、これらの需要者は、実銃自体に関心を寄せ、当該実銃メーカーの振力である実銃の性能の優秀性、当該実銃メーカーの信用性を化体したものとして、現員銃を購入するものであって、玩具銃関係雑誌に実銃に関する記事が多数掲載れていることなどに照らしても、実銃と玩具銃の関心層及び需要者層は、重複・共通するものといえる。
- (4) 前記の原告ペレッタの実銃製造販売における輝かしい歴史と実績、原告各表示の使用の継続性、原告各表示自体の独創性に加え、我が国において計で00年表示自体の報道や玩具銃関係の各雑誌(その主要なれたり、いずれも遅くとも所で取り上げられた結果、原告各表示は、いずれも遅くを表示といるで取り上げられた結果、原告各表示は、いずれもとと表示といるで取り上げられた結果、原告各表示は、いずれもとと表示とで取り上げられた結果、原告各表示は、いずれもとと表示とで取り上げられた結果、原告各表示は、いずれもととを表示とで取り上げられたは、原告各表示は、いずれることを表示といるの実統されているものとない。とも広く認識されているものとない。またの市場が存在しないことを理由に、実統に付さるが、おいておるといるためにはあいます。というの方には、形存を見信しないことを理由に、実統に付きるが、おいにないまでは、またの市場が存在しないことを理由にないとであるがは、その市場が存在しないことを理由に、実統に付きるが、おいはを表示として著名性又は周知ではない。とを要するものではおいることを要するものではあるに、またの市場が存在として著名を表示として著名を表示として著名を表示として表示といる。

(二) 被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付することは、「商品等表示」としての「使用」に当たる。

被告らは、被告各商品に被告各表示を付すのは、そのモデルの対象となった実銃の種類品質を示しているにすぎない旨を主張する。しかし、原告実銃において、原告各表示は、いずれも原告ベレッタの商品であることを示す表示として使用されている。そして、被告各商品は、プラモデルやミニチュアカーとは異なり、原告実銃を実物大でそのまま模したものであり、被告は、原告各表示と同一の表示を、原告実銃に付された原告各表示と同一の位置、同一の態様で被告各商品に付しているのであって、単に説明的に記載しているのではない。このような場合にまで、被告各商品に被告各表示を付すことが、商品等表示としての使用に当たらないということはできない。

玩具の商品分野においては、実物を模した玩具を製造・販売するに当たって、実物の形態やそれに付された表示の使用について、実物メーカーの許諾を得る慣行が既に確立しており(昭和四一年には、模型メーカーである田宮模型が、自動車メーカーである本田技研から許諾を得て、その自動車の模型を製造・販売していた。)、被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付すことが、商品等表示としての使用に当たることは明らかである。

としての使用に当たることは明らかである。 (三) 被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付する行為は、原告ベレッタの商品と混同を生じさせるものである。

不正競争防止法二条一項一号所定の「混同」とは、取引者、需要者をして、商品の出所が同一であると誤信させること(いわゆる狭義の混同)のみならず、ある商品等表示と同一又は類似の表示が商品に付された結果、その商品が当該商品等表示の主体と組織上、営業上関連のある者の業務に係る商品であると誤認させること(いわゆる広義の混同)をも今むものである。

(いわゆる広義の混同)をも含むものである。 前記のとおり、実銃と玩具銃の関心層及び需要者層は、重複・共通しており、実 銃に対して最も密接な関連性を有する商品は、玩具銃といえる。そして、原告ベレッタは、実銃のみならず、衣服類、くつ類、かばん類、帽子、ナイフ、ライター、 装飾品等にまで商品分野を拡大し、これらの商品を自ら販売し、又は他社にライセンスを付与して販売している(なお、原告ベレッタの平成一〇年における実銃以外の商品の売上高は、九〇億一一〇〇万リラである。)。玩具銃についても、昭和六〇年(一九八五年)から昭和六二年(一九八七年)までイタリア企業に、昭和六一 年(一九八六年)から平成三年(一九九一年)までアメリカ企業にそれぞれライセンスを付与して製造・販売させ、最近では、原告ウエスタンアームスと共同して世界的なライセンス活動を開始している。平成五年(一九九三年)及び平成六年(一九九四年)には、実銃から稼働機構を除去した模型銃を製造し、日本で販売したこともある。

このような事情の下においては、被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付した場合には、需要者は、原告らの許諾を得て右表示が付されているものと認識し、その結果、被告各商品が、原告らと組織上、営業上関連のある者の業務に係る商品であるとの誤認を、需要者に生じさせることは明らかである。

実銃は、我が国において、狩猟用のものを除き店頭販売されることはなく、また、通常、玩具銃と並べて販売されることもないが、それらの事実は、混同の認定の妨げとなるものではない。

(四) よって、平成七年五月ころ以降、被告商品一ないし五及びそのパッケージ等に被告表示一ないし六をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を譲渡し、引き渡す行為、並びに平成九年八月ころ以降、被告商品六に被告表示一、二、四、五及び七を、そのパッケージ等に被告表示一ないし五及び七をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を譲渡し、引き渡す行為は、いずれも不正競争防止法二条一項二号又は一号所定の不正競争行為に該当する。 (被告らの主張)

ある者の商品等表示が広く認識されるためには、当該表示が付された商品 が取引市場に普及し、営業活動が地域に実在することが前提となり、当該表示を付した商品がなく、あるいは容易に手に入らず、その商品についての営業活動も行われていない地域においては、間接的な媒体によって当該表示が周知となることは相談の表表し、 当困難である。我が国では、実銃の取引、所持、使用が一部の例外を除いて禁じら れており、その市場及び需要者層は存在しない。そして、原告ベレッタは、我が国 において原告実銃につき何ら営業活動及び宣伝活動をしたことがなく、我が国で原 告実銃ないしこれに付されている表示を目にすることができた機会としては、原告 実銃の紹介記事の掲載された外国の出版物やカダログが日本に持ち込まれてこれを 見るか、あるいは、外国で原告実銃の紹介文献に接触した人によって日本国内で出 版された原告実銃を紹介した出版物を見るといった、極めて限られた例があるにす ぎない。これらの点に、欧文字と数字を組み合せた表示には何ら独創性がないこ と、小説や映画の中でたまたま原告ベレッタの名称や原告実銃が使用されたとして も、それによってその表示が周知な商品等表示となるものではないこと、平成九年 に至るまで、おもちゃ等を指定商品とする「Beretta」の文字からなる登録 商標が原告ベレッタと無関係に存在し、また、銃砲等、被服等、装身具等、電気機 械器具等を指定商品として、「BERETTA」、「ベレッタ」及びこれに類似する商標につき、原告ベレッタ以外の者が商標登録を受けた事例も多数あること等をも併せ考えれば、原告各表示が原告ベレッタの商品等表示として著名性又は周知性 を具備しているとは到底いえない。

仮に原告各表示が原告ベレッタの商品等表示として周知となった時期があったとしても、我が国においては、十数社に及ぶ多数の玩具銃メーカーが古くから原告各表示と共に自社の名称を併せて付した玩具銃を製造・販売してきたことにより稀釈化され、原告各表示は、玩具銃の需要者の間で、特定の商品の出所を表示するものではなくなったというべきである。

(二) 被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付することは、自他商品の識別力を持つ態様で用いるものではなく、「商品等表示」としての「使用」に当たらない。

玩具銃(エアーソフトガン、モデルガン)は、性質上、実銃と同一の外形、表示を有することが必要な商品である。玩具銃が実銃と同一の表示を有することがあっても、それはモデルとされた実銃の種類品質を示しているにすぎず、玩具銃の出所表示の機能を有する商品等表示としての使用には当たらない。

原告実銃をモデルとした玩具銃を製造・販売する業者は、いずれもその商品の本体又はパッケージ等に「BERETTA」等の表示と併せて、「KSC」や「ケーエスシー」など自らの名称を表す表示を必ず付している。そして、玩具銃の需要者は、「BERETTA」等の表示に基づいて玩具銃を選択・購入するのではなく、玩具銃メーカー名毎に玩具銃の性能・威力・品質についての評価をして、これを選択・購入している。このように、玩具銃の分野においては、玩具銃メーカー名の表示こそが、自他商品識別力を有する商標として機能しているものであって、「BE

RETTA」等の表示は、被告らの製品と他社の製品とを識別する表示としての機 能を有しているわけではない。原告ウエスタンアームス自身、原告ベレッタからその各種商品等表示の使用許諾を得たといいながら、自らの商品について、従来どお り「ウエスタンアームス」やその略号である「WA」等の表示を併せて付してお これが原告ウエスタンアームスの製造・販売に係る玩具銃の自他商品識別表示 となっている。玩具銃の需要者も、玩具銃に付されている「BERETTA」等の 表示が原告ベレッタの商品を表示するものとは考えていない。これは、戦後、原告 実銃その他の各種実銃をモデルとしたモデルガン、エアーソフトガンが国内に製造・販売されて、既に三〇年以上の実績を積み重ねて、取引者・需要者間に定着し た商慣行となっている事実である。

原告らは、玩具の商品分野においては、実物を模した玩具を製造・販売する際 実物の形態やそれに付された表示の使用について、実物メーカーの許諾を得る慣行 が既に確立している旨を主張するが、実物メーカーが玩具についての意匠権や商標 権を有していない場合にもその許諾を得るような慣行はなく(逆に、玩具銃業界においては、実銃メーカーの許諾を得ることなく実銃を模した玩具銃を製造・販売す るのが慣行であった。)、また、我が国の自動車メーカーが模型メーカーに許諾を した例があったとしても、それは我が国で認められていない「物についての商品化 権(パブリシティ権)」の許諾契約であり、模型メーカー側も自動車メーカーから 当該自動車に関する情報を入手することを欲して右契約をしたものであって、この ような例をもって、直ちに被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付する ことが商品等表示としての使用に当たるということはできない。

(三) 被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付する行為は、原告ベレッタの商品と混同を生じさせるものではない。

被告各商品は、我が国において流通せず、所持することができない原告実銃をモ デルとした玩具銃であるが、原告ベレッタは、玩具銃を製造・販売しておらず、他 方、我が国においては、十数社に及ぶ多数の玩具銃メーカーによって、原告実銃を モデルとしてその形状を模し、それに付されている表示をも付した玩具銃を製造・ 販売することが、二〇年以上も前から広く行われてきた。そして、被告らは、原告 実銃を模した玩具銃の製造・販売に当たり、その本体やパッケージ等に必ず「KSC」や「ケーエスシー」という自らの名称を付しており、玩具銃の需要者も、玩具 銃に付されている「BERETTA」等の表示が原告ベレッタの商品を表示するも のとは考えていない。

原告ベレッタの業務内容に実銃以外の製品の製造販売又はライセンス付与が加わ ったとしても、それは比較的最近のことであり、その数量も少ない。原告ベレッタ の最近の商品カタログには、射撃の際に着用するウェア、銃を収容するケース、ベルト等の商品も掲載されているが、これらは、一般的な衣服、雑貨として販売されているものではない。原告ベレッタが日本で販売した模型銃についても、発射機構 は取り除いてあるものの、実銃の部材そのものを使用し、価格も二〇万円以上する ものであって、玩具銃(エアーソフトガン)とは別異の商品として取引者、需要者

間に取引されており、その販売数量も極めてわずかである。 したがって、被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示が付されているから といって、その玩具銃が原告ベレッタ若しくはその子会社又はそのライセンシーの 製造したものと誤認されるおそれはなく、また、そのように誤認された事実もな

表現したものと誤認とするものではない。 く、いわゆる広義の混同を生じさせるものではない。 (四) よって、平成七年五月ころ以降、被告商品一ないし五及びそのパッケージ 等に被告表示一ないし六をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を 譲渡し、引き渡す行為、並びに平成九年八月ころ以降、被告商品六に被告表示一 二、四、五及び七を、そのパッケージ等に被告表示一ないし五及び七をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を譲渡し、引き渡す行為は、いずれも不 正競争防止法二条一項二号又は一号所定の不正競争行為に該当しない。

争点2(原告ウエスタンアームスとの関係における不正競争の成否)について

(原告ウェスタンアームスの主張) (一) 不正競争防止法二条一項一号及び二号所定の「他人」には、特定の表示に 関する商品化契約によって結束した同表示の使用許諾者、使用権者及び再使用権者 のグループのように、同表示の持つ出所識別機能、品質保証機能及び顧客吸引力を 保護発展させるという共通の目的のもとに結束しているものと評価することのでき るようなグループも含まれる(最高裁第三小法廷昭和五九年五月二九日判決・民集 三八巻七号九二〇頁参照)。

原告ウエスタンアームスは、平成九年六月、原告ベレッタとの間で、原告ベレッタの各種商品等表示を玩具銃に付して使用することなどに関して、全世界的な独占使用権を取得する旨のライセンス契約(以下「本件ライセンス契約」という。)を締結した。そして、本件ライセンス契約が発効した同月二〇日以降、右契約に基づき、玩具銃の分野で、全世界において原告ベレッタの各種商品等表示を使用し、かつ、第三者にサブライセンスを付与する権限を有し、原告ベレッタと共に当該商品等表示の商品化事業を共同で遂行する立場にある。したがって、原告ウエスタンで表示の商品化事業を共同で遂行する立場にある。したがって、原告ウエスタンで表示の商品化事業を共同で遂行する立場にある。したがって、原告ウエスタンで表示の商品では、原告ベレッタと共に、右商品等表示の持つ出所識別機能、品質保証機能及び顧客吸引力を保護発展させるという共通の目的のもとに結束した、使用許諾者及び許諾を受けた使用権者のグループを形成している。

(二) 原告各表示は、原告ベレッタと原告ウエスタンアームスとで構成される原告らグループの商品であることを表示する標章に当たる。そして、原告各表示が遅くとも平成七年(一九九五年)ころまでには原告らグループの商品等表示として著名なもの又は需要者の間に広く認識されているものとなっていること、被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付することが「商品等表示」としての「使用」に当たり、原告らグループの商品と混同を生じさせるものであることは、争点1に関する原告ベレッタの主張と同様である。

(三) したがって、争点1に関する原告ベレッタの主張(四)に記載のとおり、本件ライセンス契約発効の日である平成九年六月二〇日以降、被告商品一ないし五及びそのパッケージ等に被告表示一ないし六を付し、被告商品六に被告表示一、二、四、五及び七を、そのパッケージ等に被告表示一ないし五及び七を付する等の行為は、原告らグループの商品等表示と同一の商品等表示を使用するものとして、原告ウエスタンアームスとの関係においても、不正競争防止法二条一項二号又は一号所定の不正競争行為に当たるというべきである。

(被告らの主張)

原告ウエスタンアームスは、原告ベレッタと競業関係にあるコルト社やストレイヤー・ヴォルト社等の実銃メーカーから、そのマークの使用についてのライセンスを受け、これを玩具銃に使用しており、原告ベレッタと共にその各種商品等表示の持つ出所識別機能、品質保証機能及び顧客吸引力を保護発展させるという共通の目的のもとに結束しているという関係にあるとはいえない。 3 争点3 (原告らの差止請求権の有無) について

(原告らの主張)

被告らは、現在、被告商品六に被告表示七を付してこれを販売し、被告商品一ないし五のパッケージ等に被告表示六を、被告商品六のパッケージ等に被告表示七を付してこれらを譲渡し、引き渡しているのみならず、被告商品一ないし五に被告表示六を付してこれを販売して、不正競争行為を行っている。そして、さらに今後、右行為以外にも、被告玩具銃及びそのパッケージ等について被告各表示を付し、これらを譲渡し、引き渡して、右と同様の不正競争行為を行うおそれがある。

原告らは、被告らの右不正競争行為により、原告各表示の持つ出所識別機能、品質保証機能を害され、原告各表示についての商品化事業の展開が妨げられるものであって、営業上の利益を現に侵害され、又は将来侵害されるおそれがある。_

よって、原告らは、不正競争防止法三条一項に基づき、被告らに対し、玩具銃及びパッケージ等について被告各表示を付し、被告各表示を付した玩具銃及びパッケージ等を譲渡し、引き渡すことの差止めを求めるとともに、同法二項に基づき、被告各表示を付した玩具銃及びパッケージ等並びにその製作に用いる金型及び印刷用原版の廃棄を求める。

(被告らの主張)

(一) 被告らは、現在、被告商品一ないし五に被告表示六を付していない。 被告らは、平成九年一〇月ころから、被告玩具銃について、原告ベレッタの表示の使用を廃止し、被告ケーエスシーの社名を示す表示(「KSC CORPORA TION」)を付している。原告ベレッタの表示の付された部材も廃棄し、原告ベレッタの表示を使用しない旨の営業方針について、月刊アームズ・マガジンに広報し、被告らが原告ベレッタの表示を付した玩具銃を製造販売しないことを周知させている。したがって、被告商品六に被告表示七を付してこれを販売し、被告商品六に被告表示七を付してこれを販売し、被告商品六のパッケージ等に被告表示大を、被告商品六のパッケージ等に被告表示を付してこれらを譲渡し、引き渡している以外には、被告玩具銃及びそのパッケージ等に被告各表示を付するなどのおそれはない。

(二) 我が国において、原告実銃の需要者層がないにもかかわらず、「BERE

TTA」等の表示が玩具銃の需要者に知られるようになったのは、原告ベレッタの営業活動とは無関係に、被告らを含めた玩具銃製造業者が原告実銃をモデルに玩具銃として開発し、国内に普及せしめたからにほかならず、原告ベレッタには、これによって侵害され得る営業上の利益は存在しない。

(三) 被告らは、昭和六〇年八月からM93Rをモデルとした「BERETT A」等の表示を付した玩具銃を製造し、これを株式会社エムジーシーに販売し、平成六年一二月からは同社の玩具銃販売事業を引き継いだ有限会社台東商事に販売し、平成七年四月からは被告ら自らの商品としてこれを販売するようになったものであり、平成六年に改正された不正競争防止法の施行日である平成六年五月一日より前から被告商品一ないし五の製造販売を開始し、継続していたものである。したがって、これらの行為が同法二条一項二号所定の行為に該当するとしても、同法附則三条により、同法三条ないし五条の規定は適用されない。

4 争点 4 (原告らの損害賠償請求権の有無及び原告らが請求し得る損害額) について

(原告らの主張)

(一) 被告らは、故意又は重大な過失により、共同して、まず平成七年五月ころから平成九年一〇月ころまで、被告商品一ないし五及びそのパッケージ等に被告表示一ないし六をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を譲渡し、次に同年八月ころから同年一〇月ころまで、被告商品六及びそのパッケージ等に被告表示一ないし五及び七をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を譲渡し、引き渡し、さらに同月ころ以降、被告商品一ないし五及びそのパッケージ等に被告表示七をそのパッケージ等に被告表示七をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を譲渡し、引き渡して、不正競争ないた。

したがって、被告らは、不正競争防止法四条及び民法七一九条に基づき、原告らに対し、連帯(不真正連帯)して、右各行為によって生じた損害を賠償する義務を 負う。

- (二) (1) 被告らは、被告商品一(小売価格一万七八〇〇円)を、平成七年五月ころから本件ライセンス契約発効の日である平成九年六月二〇日まで一万八〇〇〇丁、同日以降二〇〇〇丁、販売した。その卸売価額は小売価格の六割であり、卸売価額の合計額は、平成七年五月ころから平成九年六月二〇日までが一億九二二四万円(一万七八〇〇円×〇・六×一万八〇〇〇)、同日以降が二一三六万円(一万七八〇〇円×〇・六×二〇〇〇)である。
- でパンシャスネーンションである。 (2) 被告らは、被告商品二(小売価格一万九〇〇〇円)を、平成七年七月ころから平成九年六月二〇日まで一万三〇〇〇丁、同日以降二〇〇〇丁、販売した。その卸売価額は小売価格の六割であり、卸売価額の合計額は、平成七年七月ころから平成九年六月二〇日までが一億四八二〇万円(一万九〇〇〇円×〇・六×一万三〇〇〇)、同日以降が二二八〇万円(一万九〇〇〇円×〇・六×二〇〇〇)である。
- (3) 被告らは、被告商品三(小売価格二万三五〇〇円)を、平成七年八月ころから平成九年六月二〇日まで一万四〇〇〇丁、同日以降一〇〇〇丁、販売した。その卸売価額は小売価格の六割であり、卸売価額の合計額は、平成七年八月ころから平成九年六月二〇日までが一億九七四〇万円(二万三五〇〇円×〇・六×一〇〇〇)である。
- (4) 被告らは、被告商品四(小売価格二万五〇〇〇円)を、平成七年八月ころから平成九年六月二〇日まで五〇〇〇丁、同日以降一〇〇〇丁、販売した。その卸売価額は小売価格の六割であり、卸売価額の合計額は、平成七年八月ころから平成九年六月二〇日までが七五〇〇万円(二万五〇〇〇円×〇・六×五〇〇〇)、同日以降が一五〇〇万円(二万五〇〇〇円×〇・六×一〇〇〇)である。
- (5) 被告らは、被告商品五(小売価格一万九八〇〇円)を、平成七年一二月ころから平成九年六月二〇日まで五〇〇〇丁、同日以降一〇〇〇丁、販売した。その卸売価額は小売価格の六割であり、卸売価額の合計額は、平成七年八月ころから平成九年六月二〇日までが五九四〇万円(一万九八〇〇円×〇・六×一〇〇〇)である。
- (6) 被告らは、被告商品六平成九年八月ころから小売価格一万八五〇〇円のもの(F)を三万二〇〇〇丁、平成一〇年四月ころから小売価格一万八五〇〇円のもの(イノックス)を五〇〇〇丁、平成一〇年一月ころから小売価格二万一〇〇〇円のもの(デュアルトーン)を五〇〇〇丁、それぞれ販売した。その卸売価額は小売価格の六割であり、卸売価額の合計額は、四億八四二〇万円(一万八五〇〇円×

〇・六×三万二〇〇〇十二万二〇〇〇円×〇・六×五〇〇〇十二万一〇〇〇円×〇・六×五〇〇〇)である。

(三) 原告ベレッタは、玩具銃について原告各表示の使用料を受けとっているところ、その金額は、玩具銃の卸売価額の六パーセントであるから、被告の不正競争行為に対し通常受けるべき金銭の額は、七四四九万四八〇〇円(被告各商品の卸売価額の総額一二億四一五八万円×〇・〇六)である。したがって、原告ベレッタは、不正競争防止法五条二項に基づき、同額を自己が受けた損害の額としてその賠償を請求する。

(四) 被告らの本件ライセンス契約発効の日である平成九年六月二〇日以降の被告各商品の卸売価額の総額は、一億一七六〇万円であるところ、被告の純利益(税引前利益)率は一五パーセントであるから、被告らは、同日以降、八五四〇万一〇〇円(五億六九三四万円×〇・一五)を利得したものと推定され、このうち被告が被告各表示の使用によって受けた利益は、その半分の四二七〇万〇五〇〇円であると考えられる。したがって、不正競争防止法五条一項により、原告ウエスタンアームスが受けた損害の額は、四二七〇万〇五〇〇円と推定される。

一ムスが受けた損害の額は、四二七〇万〇五〇〇円と推定される。 (五) よって、原告ベレッタは、七四四九万四八〇〇円及びこれに対する平成一〇年一〇月一日(訴状送達の日の翌日)から支払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払を、原告ウエスタンアームスは、四二七〇万〇五〇〇円及びこれに対する同日から支払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払を、それぞれ被告ら各自に対して求める。

(被告らの主張)

、被告らは、かつて、被告商品一ないし五に「MOD93R」という表示を付したことはあるが、被告表示六を付したことはなく、被告表示一及び三ないし五を付したこともない。また、被告商品一ないし五のパッケージ等に被告表示三ないし五を、被告商品六のパッケージ等に被告表示三をそれぞれ付したことはない。 5 争点5 (権利濫用の成否)について

(被告らの主張)

仮に「BERETTA」等の表示が、我が国の玩具銃の需要者取引者間に著名又は周知になっているとすれば、これは、二〇年以上にもわたって原告実銃の形態やそれに付された表示を模した玩具銃を製造・販売した我が国の玩具銃メーカーの営業努力によるものである。原告ベレッタは、我が国の玩具銃メーカーが原告実銃の形態やそれに付された表示を使用していた状態を、平成八年三月ないし四月まののというで表が、である。の権利の保全に何ら努力することなく、玩具銃メーカーの営業努力である。の権利のではない。原告ベレッタの本訴請求は、権利の濫用に当たるか、あるいるもの権利を行使によりたの権利が失効するに至っているものというである。これではない。原告ベレッタの本訴請求は、権利の濫用に当たるか、あるの権利を行使によりたの権利が失効するに至っているものというである。これに対してはよりたの権利が失効するに至っているものというである。これに対してはよりたの権利が失効するに至っているものというである。これに対してはよりたの権利が失効するに至っているものというである。これに対してはないませばいる。これに対しているものというである。これに対しているものというである。これに対しているものというである。これに対しているものというである。これに対しているものというである。これに対しているというである。これに対しているというである。これに対しているというである。これに対しているというである。これに対しているといるというである。これに対しているというである。これに対しているというである。これに対しているというでは対しているというである。これに対しているというでは対しているというでは対しているというでは対しているというでは対しているというでは対しているというでは対しているというでは対しているというでは対しているというでは対しているというでは対しているというに対しない。これに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しないるというに対しているというに対しているというに対しているに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているに対しているというに対しているに対しているに対しているというに対しているに対しているに対しているに対しているというに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているというに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているというに対しているに対しないのでは対しているに対しないるに対しないるに対しているに対しているに対しているに対しないるに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないるに対しないるに対しないるに対しないののではないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないのではないるに対しないるに対しないるに対しないる

また、原告ウエスタンアームスは、我が国の玩具銃の製造販売業者で組織する日へ 本遊戯銃協同組合の組合員で、同原告の代表者が平成七年一〇月から平成九年へレータからその表示等の使用について許諾についての打診があったれでの玩具銃にあったものであるが、他の玩具銃にの元の玩と出し抜いて原告ベレッタから許諾を得たものであり、それまで側にしての許諾を得ることなる表示を玩具銃に付した近月がである。原告ウエスタンアームスは、玩具銃の製造販売業者がの動したがあらその表示等の使用の許諾を受けることなり、長年にわたり特段の争いが当まるをモデルとした玩具銃の製造・販売を続けてきた業界の実情を期にしたがあらのクレームに乗じて他の玩具銃メーカーはよる中によるを下がより、のクリーンに乗じて他の玩具銃であり、原告ベレッタから許諾を受けたものであってなく、る本にの場合でありらいまであり、を関している。

(原告らの主張)

原告ウエスタンアームスは、実際に玩具銃業界において実銃の形態やそれに付された表示の使用についてのライセンス契約が締結されるのが慣例になっているという認識の下、これまでの玩具銃業界の悪弊を断つべく、原告ベレッタと交渉を重ねた末、本件ライセンス契約を締結したものであり、また、日本遊戯銃協同組合においても、原告代表者が玩具銃業界全体として対応すべき旨を主張したところ、もっ

ぱら被告ら代表者による反対によって業界としての結束をみず、玩具銃メーカー各社が個別的に原告ベレッタと折衝するようになったものであり、他の玩具銃メーカーを出し抜いたものではない。被告らは、原告ベレッタに対し、原告ベレッタの表示等の無断使用の事実を認め、今後無断で使用しない旨を通知しながら、原告ベレッタの要求に応ずることなく、旧態依然として原告ベレッタの表示等の無断使用を継続したものである。このように、何らの努力も対価の支払もなくして無許諾で他人の信用を利用する者が、誠実な努力と正当な対価も支払い、様々な負担の上で知的財産権の保護保全を図ろうとしている原告ウエスタンアームスを非難する資格はなく、原告らの本訴請求は権利濫用に当たらない。第三 当裁判所の判断

一 争点1 (原告ベレッタとの関係における不正競争の成否)について 1 甲第一号証、第二号証の一及び二、第三号証、第四号証、第五号証の一及び 二、第六号証の一及び二、第七号証ないし第九号証、第一三号証ないし第二六号 証、第三一号証、第三四号証の一ないし八、第三五号証の一及び二、乙第一号証の一ないし三、第七号証の一ないし三、第七号証の一ないし三、第七号証の一ないし三、第二○号証及び第一八号証の各一ないし三、第二○号証及び第二一号証の各一及び二、検工第一号証ないし第六号証の各一及び二、検乙第一号証及び第二号証の各一及び二並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(一) 我が国においては、実銃の所持が一部の例外を除いて禁止されており、M93R及びM8000クーガーは、一般に流通することがなく、所持することもできないものである。

(三) これらのモデルガンは、いずれも現実に存在する実銃を基に、これを実物大で、その形態や実銃本体に刻印された表示までも忠実に再現したものである。ただし、同じ実銃をモデルにしたものであっても、材質や重量、リアルさの程度、射弾性能(エアソフトガンの場合)、玩具としての対象年齢等において種々の違いがあり、それに応じて販売価格も様々である。最近では、射弾動作のメカニズムまで含めて、そのリアルさが競われている。

モデルガンの商品名については、ほとんどの場合、商品名の全部又は一部に基になった実銃の名称やその製造者名が用いられており、それによってモデルとされた 実銃が特定されている。そのため、メーカーは異なるが商品名は同じというもの も、数多く存在する。

モデルガンは、実銃の外観を忠実に再現するという性質上、その本体に当該モデルガンを製造したメーカーを示す表示が付されることは少ない。しかし、モデルガン本体にメーカーを示す表示が併せて付されているものもあり、また、モデルガン本体にメーカーを示す表示がなくても、そのパッケージ等には、必ず基になった実銃を特定する表示とともに当該モデルガンを製造したメーカーを示す表示が付されている。

(四) 月刊GUN、月刊コンバットマガジン、月刊アームズマガジンなどの銃関係の専門雑誌には、原告実銃を始めとする実銃や射撃に関する記事、写真のほか、モデルガンの紹介記事や宣伝広告が当該モデルガンの写真と共に掲載されているが、モデルガンに関する記事や広告においては、まずそのモデルガンを製造したメーカー名のほか、それがどの実銃をモデルにしたものかがモデルガンの商品名や当該実銃自体の名称をもって明確に示された上、当該実銃の外観や質感、射弾動作メ

カニズムがいかにリアルに再現されているかという点や、装弾数、命中精度等の射弾性能の点が主に記述されている。我が国で製造販売されているモデルガンについての情報を一覧できるような形で編集したカタログも出版されているが、これにも 当該モデルガンを製造したメーカー名、商品名等が掲載されている。

(五) 原告実銃をモデルとしてその外観を実物大で模した玩具銃についても、原告ウエスタンアームスを始め、多数の玩具銃メーカーによってかなり以前から製造販売されている。これらのモデルガンの多くは、他のモデルガンと同様、基になった原告実銃の形態や実銃本体に刻印された表示までもが忠実に再現されており、それ自体日本製でありながら、原告実銃と同様に「MADE IN ITALY 」という表示もされている。

(六) 被告商品一及び五は、原告実銃であるM93Rの外観を模したガス式エアガンであり、その商品名の一部は、基となった実銃の名称及びその製造者たる原告ベレッタの名称に由来する。そして、M93Rとほぼ同一の形状を有し、M93Rに付されている表示と同一の表示がM93Rにおけるのと同様の位置に付されており、スライド側面の「PIETRO BERETTA」(原告表示二)、「P.B.- MOD.93R」、「GARDONE V.T.CAL.9 Parabellum」、「MADE IN ITALY」という表示や、フレーム側面の製造番号と思われるアルファベットと数字からなる七桁の番号までもが、忠実に再現されていたが、フレーム側面には製造者を示す「KSC」の表示も付されていた。(なお、検甲第一号証の一、二は、平成九年一〇月以降に製造販売されたものである。)

被告商品二ないし四は、M93Rの基本的な外観を模したガス式エアガンであり、その商品名の一部は、基となった実銃の名称及びその製造者たる原告へいいる原告でした。本名の名称に由来するが、これらと全く同一の形状を有する原告実銃は存在しない。社会では、M93Rと異なり、銃身と銃本体前半部が膨大に形成されていたので側に並行した多数の凸凹條が付されている一方、折畳式のフォアグリッコ形状もM93Rと異なっていた。被告商品三及び四については、M93Rと異なり、銃口部が膨大に傾立って形成されていた。もっとも、いずれも、M93Rと関係、スライド側面に「PIETRO BERETTA」(原告表示二)、「P.B.- MOD.93R」、「GARDONE V.T.CAL.9 Parabellum」、「MADE IN ITALY」の表示があり、また、被告商品二を除いて、フレーム側面に製造番号と思われるアルファベットと数字からなる七桁の番号もおれていたが、フレーム側面には製造者を示す「KSC」の表示もあった。(製造版等二号証ないし第四号証の各一、二は、いずれも平成九年一〇月以降に製造版表されたものである。)

被告商品六は、原告実銃であるM8000クーガーの外観を模したガス式エアガンであり、その商品名は、基となった実銃の名称及びその製造者たる原告ベレッタの名称に由来する。そして、M8000クーガーとほぼ同一の形状、色合いを有するとともに、M8000クーガーに付されている表示と同一の表示が、M8000クーガーにおけるのと同様の位置に付されており、スライド側面やグリップ側面中央部分に付された表示(原告表示一、二、四、五及び七)はもちろんのこと、スライド側面の「GARDONE V. T. 」や「MADE IN ITALY」という表示、フレーム側面の「READ MANUAL BEFORE USE」という表示までもが、忠実に再現されていた。

被告各商品のパッケージ及び取扱説明書には、いずれも被告各商品の外観を示す写真や図面、その商品名を示す「Beretta M93R」又は「M8000 COUGAR」(被告表示一及び七)等の表示が随所に付されていたが、それと共に、被告各商品がガス式エアガンであることやその対象年齢が一八歳以上であること、ガス式エアガンとしての機能・性能、使用方法の説明、製造者を示す「KSC」や「ケーエスシー」の表示等も、併せて記載されていた。

なお、被告商品一ないし五に被告表示一及び三ないし六が、そのパッケージ等に被告表示三ないし五が、被告商品六のパッケージ等に被告表示三がそれぞれ付されていたこと、現在、被告商品一ないし五に被告表示六が付されて製造販売されていることを認めるに足りる証拠はない。また、被告表示三については、被告商品五のパッケージ等において、被告商品五及び六の外観を示す写真中に付随的に写っているものの、それ自体が単独で付されていることはない。

(七) 原告ウエスタンアームスは、被告各商品と同様、原告実銃をモデルとして その外観を実物大で模し、原告実銃の形態や実銃本体に刻印された表示までもが忠 実に再現された玩具銃を製造販売していたところ、平成九年六月、原告ベレッタと

の間で、原告ウエスタンアームがモデルガンの分野において原告ベレッタの商号及 び商標等を独占的に使用できる旨の契約を締結した。そして、それ以降、自らの製 造販売に係る原告実銃の外観を模した玩具銃を「パーフェクトバージョン」などと 、「完全進化パー 称し、「【E】との正式契約を得て生まれ変わったM92FS」、 フェクト・ベレッタ誕生!」、「本物の証、P.BERETTA の刻印が冴える!」 「『世界のベレッタ』とのジョイントが実現したリアルな刻印」などと広告宣伝し て、これを製造販売しているが、そのパッケージ等においては、従前と同様、それが玩具銃であることやその対象年齢、玩具銃としての機能・性能、使用方法の説 明、製造者を示す「WESTERN ARMS」や「MADE IN JAPAN 」の表示等も、併せて記載 されている。

原告ベレッタは、これまで玩具銃を製造・販売したことはなく、現在も製 (八) 造・販売していない。もっとも、原告ベレッタは、平成五年及び平成六年に、実銃 から発砲機能、稼働機構を除去した模型銃を製造し、我が国において輸入販売した ことがあるが、右模型銃は、あくまでも観賞用に商品化されたものであり、その価格は約三〇万円に上り、実銃そのものを利用するというその製造過程に照らしても、実銃の外観に似せて作られた玩具銃とは性質を異にするものであって、その輸入を表す。

入数量も平成五年五一丁、平成六年八四丁と僅少である。 また、原告ベレッタは、実銃のほか、ガンケース、ナイフ、狩猟用のコートやベ スト、シャツ及び帽子、射撃競技用のベストや靴、色メガネ、シャツ、帽子及びバ スト、シャツ及び帽子、射撃競技用のベストや靴、色メガイ、シャツ、帽子及びハッグ、並びに実銃のケア用品等の商品につき、「Beretta」等の表示を付してこれを販売しており、これらの商品は、我が国にも輸入されているが、いずれも実銃の関連商品としてのいわゆるシューティング・アクセサリーの類であり、主に実銃所持者を販売対象とするものであって、その販売数量も多くない。 2(一) 右認定の事実を前提に、まず、被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付することが「商品等表示」としての「使用」に当たるかどうかについて

不正競争防止法二条一項一号は、「他人の商品等表示・・・として需要 者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又は その商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」を不正競争と規定しているが、同号の趣旨は、人の業務に係る商品の表示につるが、同号の地方にある。 いて、同表示の持つ標識としての機能、すなわち、商品の出所を表示し、自他商品を識別し、その品質を保証する機能及びその顧客吸引力を保護し、もって事業者間 の公正な競争を確保するところにある。そうであればこそ、同号は、他人の周知の のお正は既ずで唯体するとこうにある。てつじめればこぞ、同号は、他人の周知の 商品等表示と同一若しくは類似の「商品等表示」を使用する行為を不正競争行為と している。すなわち、同号の不正競争行為というためには、単に他人の周知の商品 等表示と同一又は類似の表示を商品に付しているというだけでは足りず、それが商 品の出所を表示し、自他商品を識別する機能を果たす態様で用いられていることを 西まるものまである。 要するというべきである。けだし、そのような態様で用いられていない表示によっ ては、周知商品等表示の出所表示機能、自他商品識別機能、品質保証機能及び顧客 吸引力を害することにはならないからである。このことは、同法――条―項―号に おいて、商品の普通名称又は同一若しくは類似の商品について慣用されている商品 等表示を普通に用いられる方法で使用する行為については、同法二条一項一号所定 の不正競争行為として同法の規定を適用することが除外されていることからも、明

らかというべきである。 また、同法二条一項二号は、 「自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示 と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡 し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行 為」を不正競争と規定しているが、同号の趣旨は、著名な商品等表示について、 の顧客吸引力を利用するただ乗りを防止するとともに、その出所表示機能及び品質表示機能が稀釈化により害されることを防止するところにあり、それ故に、同号は、自己の「商品等表示」として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用する行為を不正競争行為としている。すなわち、同号の不正競争行為とい うためには、単に他人の著名な商品等表示と同一又は類似の表示を商品に付してい るというだけでは足りず、それが商品の出所を表示し、自他商品を識別する機能を 果たす態様で用いられていることを要するというべきである。けだし、そのような 態様で用いられていない表示によっては、著名な商品等表示の顧客吸引力を利用 し、出所表示機能及び品質表示機能を害することにはならないからである。このこ

とは、同法一一条一項一号において、商品の普通名称又は同一若しくは類似の商品について慣用されている商品等表示を普通に用いられる方法で使用する行為については、同法二条一項二号所定の不正競争行為として同法の規定を適用することが除外されていることからも、明らかである。

(三) 一般に、模型は、一定の対象物(例えば、自動車、航空機、船舶、建築物、兵器等)について、本物の備えている本質的機能(例えば、自動車、航空機、船舶等にあっては運送能力、建築物にあっては居住可能性、兵器にあっては殺傷能力)を有さず、単に、その外観を縮尺ないし原寸で模すものである。模型は、本物の外観を忠実に模すところに有意性が存するものであり、外観上本物にどれだけ近づくことができたかによって、模型自体やその製作者の技術に対する評価が下されることがら、模型の製作に当たっては、本物の形状のみならず、色合いや質感、それに付されている模様やマークに至るまで、精巧かつ緻密に再現することが行われている(この点は、図鑑や写真集の場合と同様である。)。また、同一の対象物について、複数の異なる製作者により、いくつかの模型が製作されることも、当然に生じ得る。

このような模型は、古代における墳墓の副葬品に既にその原形が見られるように、古くから人類によって製作されてきたものであり、模型の有する右のような特徴は、長年にわたって広く社会的に認識されてきた。また、本物の備える機能を有さず、外観のみを忠実に模したものであるという模型の本質的特徴から、一般に、模型の需要者は本物のそれとは異なるものであり、模型の製造販売の主体も、本物のそれとは異なるのが通常である。

そして、模型の形状や模型に付された表示が本物のそれと同一であったとしても、模型の当該形状や表示は、模型としての性質上必然的に備えるべきものであって、これが商品としての模型自体の出所を表示するものでないことは、広く社会的に承認されているものである。右の点は、模型が、航空機や建築物のプラモデルやミニチュアカーのように縮尺されたものであるか、あるいはモデルガンのように原寸大のものであるかによって、何ら異なるものではない。

「内のではなって、 「内のでは、前記での事実関係によれば、被告各商品は、我が国によれば、市場において流通することがなく、所持することも一般に禁じられ再現なった。 を実銃であるM93R及びM8000クーガーを対象に、その外観を忠実に再現はたまデルガンであり、実銃の備える本質的機能である殺傷能力を有す品として下れた。 大きずいるものであって、その取引者を記し、原告とは区別された模造品とれたの取引者を示すまは、原告実銃の形状をの本体やパーンにはいるものであって、表示を有する多数のモデルガンの本体を識し、たいるものと記がられる。 大一ジ等に付された当該モデルガンの製造者を示す表によって各を選択が原出しているものと記がられる。 大一ジ等に付された当該モデルガンの製造者を示す表によっては、また、 大一ジ等に付された当該に行される。 大一の商品であることを示す表示として使用されているものととを示す表示として使用されているものではないというべきである。

また、前記認定の事実関係によれば、被告各商品のパッケージ等に被告各商品の外観を示す写真や図面、その商品名を示す表示が付されていても、それは、当該モデルガンがどの実銃を対象とし、どのような外観を有するのかという当該モデルガンの内容を説明するために使用されているにすぎず、右パッケージ等に表示された被告各表示(被告商品五及び六の外観を示す写真の中に付随的に写っているものを含む。)は、いずれも出所表示機能、自他商品識別機能を有する態様で使用されているものではないというべきである。

(五) 原告らは、昭和四一年には田宮模型が本田技研から許諾を得てその自動車の模型を製造・販売していたことを例に挙げ、玩具の商品分野において、実物を模した玩具を製造・販売する際、実物の形態やそれに付された表示の使用について、実物メーカーの許諾を得る慣行が既に確立していた旨を主張し、その証拠として甲第二七号証ないし第三〇号証を提出する。

しかし、甲第三〇号証によれば、田宮模型がグッドイヤー社製のタイヤを装着したF1カーを模型化するに当たり、グッドイヤーの名前の入ったミニチュアタイヤを装着することについて、初めて事前にグッドイヤー社に対してその承諾を求めたことがうかがえるが、他方、同号証には、田宮模型の担当者が本田技研に対してF1カーの模型化のための協力を依頼した結果、車の写真を撮影したり、本田技研の

技術者から説明を受けるなどの取材が行われた旨の記載や、田宮模型の担当者がポルシェに対しそのスポーツカーの模型化のための取材を申し込んだ際にも、その車の製造工程を写真に収めるなどしたものの、寸法等のデータを得ることができなかったので、ポルシェのスポーツカーを数千万円で購入し、これを分解して必要なデータを収集した旨なども記載されているものであり、これらの記載に照らせば、むしろ、模型メーカーは実物メーカーに対し、模型化に必要な資料収集についての協力を求めていたにすぎないものと認められ、同号証は、原告ら主張のような慣行があったことを認めるに足りるものではない。

また、甲第二七号証は、玩具とは全く関係のない分野で使われている有名ブランドを玩具のブランドとして使うことについての記載であって、模型に実物の形態、それに付された表示を使用する場合を想定したものではないし、甲第二八号証は、これに記載された当事者間の一つの合意を示したにすぎず、甲第二九号証も、商品化許諾基本契約についての契約書ひな形にすぎない。前記認定のとおり、原告ベレッタとの間でその商号及び商標等のモデルガンの分野における独占的使用契約を締結する以前から、被告各商品と同様、原告実銃の形態やそれに付された表示を再現したモデルガンを製造販売していたことを認めるに足りるものではない。

したがって、甲第二七号証ないし第三〇号証によっても、原告らの主張するような慣行が確立していると認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

(六) 以上のとおり、被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付することが「商品等表示」としての「使用」に当たるということはできない。

3 前記のとおり、被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付することは、「商品等表示」としての「使用」に当たるとはいえず、不正競争行為行為に該当しないと解されるが、加えて、被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付する行為は、原告ベレッタの商品と混同を生じさせるものでもなく、この点からも、不正競争防止法二条一項一号所定の不正競争行為には、該当しない。

4 また、原告らの提出に係るすべての証拠を総合しても、我が国において、原告各表示が、実銃の分野を超えて広く原告ベレッタの商品であることを表示するもの(商品等表示)として著名なものであると認めることはできず、被告各商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付する行為は、この点からも、不正競争防止法二条一項二号所定の不正競争行為に該当しない。

5 したがって、平成七年五月ころ以降、被告商品一ないし五及びそのパッケージ等に被告表示一ないし六をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を譲渡し、引き渡す行為、並びに平成九年八月ころ以降、被告商品六に被告表示一、二、四、五及び七を、そのパッケージ等に被告表示一ないし五及び七をそれぞれ付し、右の各表示が付されたこれらの商品等を譲渡し、引き渡す行為は、いずれも不正競争防止法二条一項一号又は二号所定の不正競争行為に該当するということはで

きない。 二、以上によれば、原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく理由 がない。

よって、主文のとおり判決する。 (口頭弁論の終結の日 平成一二年三月二一日)

東京地方裁判所民事第四六部

裁判長裁判官 三村量一

裁判官 中 吉 徹 郎

裁判官長谷川浩二は、転任のため署名押印できない。

裁判長裁判官 三村量一

被告表示目録 原告表示目録